

広島市告示第229号

令和8年4月9日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路外駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場及び期間

駐車場名	区画数	休止する期間
広島市市営西広島駅南駐車場	3区画	令和8年4月20日（月）午前8時から 同年5月1日（金）午後5時まで

2 休止する理由

西広島駅南口西地区市街地再開発計画に伴う地盤調査のため、駐車場の一部区画（80区画中3区画）を利用する必要があり、当該区画への車両の入出庫ができなくなるため。